

広島県告示第五百八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、平成二十五年六月二十日までの間、縦覧に供する。

平成二十五年六月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

福山港松浜線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
福山市曙町二丁目一〇一六番地先から 福山市曙町二丁目一〇一六番地先まで	〇	〇	二七・二〇 〽三〇・〇	三二二・〇〇	拡幅